

# 『憲法十七条』と現代

——聖徳太子の「甲子革政」について——

成城大学名誉教授 上 原 和

ただいまご紹介に預かりました上原でございますが、今日は図らずも本学にお招きいただきまして、大変光栄です。控え室でお伺いしましたところ、本学は明治十五年から始まりました曹洞宗の大学で、昨年創立百二十周年をお迎えになったとのことです。さらに遡りますと江戸時代になりますが、文禄元年（一五九二）吉祥寺梅檀林が創立の淵源になるということで、そうした日本の仏教大学としましては、仏教学研究の一大総本山をなしているこの本学にお招きいただきましたことを、感謝いたしております。

今日は一時間ということでございますので、どれだけ申し上げることが出来るかわかりませんが、日本書紀には、推古天皇十二年（六〇四）とのみ記されています聖徳太子の憲法十七条親撰の年が、干支の上では甲子かつしの年に当たるということの意義を少し掘り下げて申し上げたいと思う次第です。今日は大学院の方も居られるそうで、いくぶんわかりやすく申しますが、干支えとで甲子きのえねというのは干支ひとめぐり一運の一番最初に当りますが、実は私も甲子の生まれでして、

大正十三年（一九二四）の甲子生まれであります。さらに余談を申し上げますと、私の「和」という名を父がつけたのは、『論語』によってであると聞いております。本日時間があれば憲法十七条の内容まで話したいと思いますが、太子の憲法のいちばんの命題である「和」について考えることは、甲子の年に生まれた私のいわば運命でもあり使命でもあるように思っております。とりわけ日タイラクで殺戮が行われるぞういう今日であればこそであります。

さて本日は高橋文二所長にお願いいたしましたして、配布資料を取り揃えていただきましたが、まず日本書紀の推古天皇十二年（六〇四）のところを開いていただきたいのであります。最初の条に「春正月 戊戌の朔に始めて冠位を諸臣に賜」つたとあり、その次の条に夏四月 丙寅の朔、「皇太子親ら肇めて憲法十七条を作りたまふ」と続いています。そこには四月の最初の日が丙寅にあたるその月の三日と、非常に厳密に日にちを言っているわけです。干支はご承知の通り、六十年の周期で同じ干支年がめぐってまいりますから、いつの時点での干支かということでは混乱することがあります。そこでその月の朔が干支でいうと何か、そこまで厳密に日付を記録するわけでありませぬ。ちなみに、干支一連年代の下りた甲子年は天智天皇三年（六六四）に当りますが、その四月の朔は、戊寅の日になります。もともと記録を書きとめた史官たちは、このように干支年で記録していたわけです。日本書紀には、推古天皇十二年と記しているだけで、肝心の干支年の記載がないので、この年が甲子に当ることは、ほとんど注意されずにきました。そのためなせ聖徳太子がこの推古十二年を期して政治的な改革を矢継ぎ早に次々と断行しようとしたのか、その脈絡についても同様です。ではこの甲子の年に聖徳太子が憲法十七条をお作りになられ、公布なされたということが、どういう政治的意味を持っていたかであります。

ご覧のように副題に書きました「甲子革命」あるいは「甲子革命」ともいいますが、どういふことかと申します

と、中国の古代において前漢時代からずっと六朝末まで流行しました「讖緯思想」と呼ばれる予言思想がありました。讖は未来の吉兆禍福を予言するという意味です。緯は横糸のことで予言の書は緯書、これに対して儒教の方は経書と呼ばれていました。経は縦糸です。その讖緯書で、甲子の年に大きな国家の改革が行われる、さらにもう一つ「辛酉革命」といって、辛酉という年には大変革が起る大変な年であるということを予言しているわけであり、言うまでもなく、聖徳太子は篤信の仏教徒であります。またすこぶる儒学に対して深い造詣を持った方でもあります。その聖徳太子が緯書の中で言われてきた甲子の年にです、憲法十七条をお作りになったのはなぜか。それは決して偶然ではなく、きわめて意図的になされたものであるということをお断りいたします。

さてこの日本書紀の推古天皇十二年の前年の十一年の冬十月の条に「小墾田宮に遷る」ということが書かれております。現在飛鳥をお歩きになるとわかりますが、甘樫丘のすぐ北の飛鳥川に面した所に向原寺というお寺があり、寺域内に豊浦宮跡があります。もともと蘇我稲目の邸宅があったところであり、推古天皇はそこで即位なされた。皆さんもお行きになるとわかりますが、非常に小さな宮跡です。そこからすぐ北になるのですが、まだ広さは確定されてはおりませんが、新しい遷宮の小墾田宮の推定地がございます。ところで推古十一年の十月にこの小墾田宮に遷ったのはなぜか。それはどういう意味を持つかであります。それを小墾田宮の推定されている規模の上から考えてみたいのであります。

お手許の資料の推古天皇十六年(六〇八)の秋八月三日の条をご覧ください。前年に隋に遣わされた小野妹子の帰國と一緒に隋使裴世清一行が来日し、難波から、大和川そして泊瀬川をずっと遡り、この日に三輪山のふもとの海石榴市に上陸いたしました。飾騎七十五匹に迎えられます。そして十二日に明日香京に入京し、小墾田宮に参内してあります。南の宮門を入りますと、朝廷と呼ばれる大きな中庭の左右に政務をとる朝堂が並び建っています。書紀に

は、「大唐(隋)の国の信物を庭中おほほに置く」と書いてあります。信物というのはその国のその土地でできた土産であります。それを天皇に献上するわけです。天皇は隋使一行にそこで謁見するわけですが、その左右にはそれこそ十二階の衣冠を着飾った官僚たちが並びます。朝廷の宏さといい、礼式の華麗さといい、かつての豊浦宮とは大違いなのです。朝鮮三国に倣った中國式の大きな宮殿、外國の使臣を謁見する広場が小墾田宮にはあるのです。それを甲子の年の前年の十月に完成させているわけでありませう。

遷宮の翌十一月には、聖徳太子は天皇に請うて、儀仗用の大楯ゆきや鞍くらを作り、旗幟はたを絵かきつけています。そして十二月に官僚たちの冠位十二階を制定しているのです。一体何のためにでしょうか。そこで推古天皇十二年の条をもう一度ご覧いただきたい。春正月の一日に「始めて冠位を諸臣に賜ふこと各差有りき」と記されています。つまりここが大事なんです。甲子の年の新年の元旦にですね、始めて冠位十二階の冠位をそれぞれ官僚たちに賜っている。もちろん推古天皇がです。前年の小墾田宮への遷宮も、儀仗のための諸準備も、冠位十二階の制定も、すべてはこの日の慶事のために用意されているのです。

ところで、この冠位十二階のことですが、ここでは冠の位と書いていますが、朝鮮三国ではその中で最も早いのは高句麗ですが、みんな官と書かれています。後漢書東夷列伝の高句麗の条には、官位十等の名称が見られます。また周書異域伝には、高句麗の官位十三等と百済の官位十六品の名称とともに、それぞれの官位の冠飾や衣服の色が書かれています。新羅については、三國史記新羅本紀の第三代儒理尼師今九年(三三三)に官位十七等の名稱が現れますが、実際には第二三代法興王七年(五二〇)のことではないかと考えられます。それというのもこの年の正月の条に「始めて百官公服の朱紫の秩を制す」と記されているからです。こうした先進国である高句麗、百済、新羅に倣って、推古朝におけるこの官人登用の制度を定めたわけでありませう。

御承知のように推古朝以前からのこととなりますが、蘇我一族をはじめ血縁関係に結ばれた同族集団である氏族が競い合って、権力を欲しのままにしてみました。新しい官僚組織による、新しい国家体制というものを作っていくことが何よりも急務であった。冠位十二階の名稱も、小懇田宮の新宮殿造営がそうであったように、まったくの中國式で、大徳・小徳・大仁・小仁・大禮・小禮・大信・小信・大義・小義・大智・小智は、いずれも儒教の徳目から借用しています。遣隋使の小野妹子も五番目の大禮を賜っていますが、近江国滋賀郡の小野村の出身で、権勢のある氏族とは無関係です。そういう人でもとにかく才能のある者はどんどん官僚として登用していく、そういう体制を作ったわけでありませう。それは、三ヶ月後に太子によって作られた官僚の心得とでもいべき憲法十七条と密接に結ばれています。そのことが非常に重要なわけです。

では、なぜ聖徳太子は、こうした一連の諸改革のために甲子の年を選んだか。それは前に申しました「讖緯思想」で予言されている「甲子革政」の人心への影響を十分に考えてのことと思われませう。聖徳太子という人は非常に人情の機微というか、人心をよく洞察する力を持つていたと思ふのです。私は非常に聖徳太子が人間の心の洞察力に優れているという点で、これまでも注目していることがあります。それは崇峻天皇前紀に出てきますが、蘇我・物部の合戦の時に、蘇我馬子の軍勢が物部守屋を志紀郡波河の領地に追い詰めていったときのことです。守屋は最後の砦でありませうから、稲城を築き自分も木に登ってどんどん矢を射る。そこで蘇我の軍勢は恐れをなして三たび退却するといった状況です。もう恐怖で浮き足立ってしまった。そのときにそれまで後方に随っていた少年厩戸皇子は、自ら謀をめぐらせて、白膠木はかりこという壺木を刻んで、四天王の像を作り、頭上に掲げて護世の四天王に我々を勝たしめ給わば、必ず四天王の奉為おんために寺を起さんと誓願して、見事に兵士たちを振り立たせているのです。どうすれば蘇我の兵士たちを恐怖心から立ち直らせるか、戦機を掴むことができるのか、戦場における兵士たちの心理と

いうものを非常によく洞察している。太子はそういう人であります。

この太子の武勇譚については戦前の津田左右吉博士だけでなく、その後の私の敬愛する故坂本太郎博士にもそうであります。あれは四天王寺のお寺の縁起で、十四歳の少年にそんなことができるはずがない、そう言っている。しかし朝鮮では花郎といまして、貴種、つまり貴い身分の少年には靈的な力があると考えられており、弥勒の化身として貴族の子弟たちから推戴されて戦っています。西洋では十三才の少女、ジャンヌダルクの例がありますね。

このときの蘇我・物部の合戦で、少年厩戸皇子が如何に大きな功績立てたかを示す論功行賞として、その後かつての物部守屋の旧領地が、四天王寺にとどまらず、法隆寺にも施入されています。それは少年厩戸皇子が戦勝祈願をした河内国の志紀郡渋河の旧領地はもとより、さらに摂津国から瀬戸内海の播磨、備後、讃岐の諸国へ続き、その最終地が伊予國です。この伊予には法隆寺の庄倉が六郡一島にわたって十四ヶ所もあつた。道後温泉がある湯の郡にも三ヶ所です。法隆寺が天平十九年に作りました『法隆寺伽藍縁起并流記資材帳』の資材の部に出てくるのです。政治史をやる人は経済史をやらないとみえて、法隆寺の財産目録にまでは目を通さないのでしょうか、よもや法隆寺の寺領にかつての物部守屋の領地があるうとはついぞ御存知なかつたようです。また、近江国の法隆寺領にも、栗太郡物部郷い、いという地名が記されている。聖徳太子の領地になっているのです。

いま伊予のことを申しましたが、お手許の資料の「伊予国風土記逸文」をご覧ください。皆さんが道後温泉に参りますと、温泉の南に道路をはさんで、現在は公園になっています。小高い岡がございます。その「伊社い、い迹波さ、さの岡」に推古四年（五九六）に聖徳太子が訪れたときに漢詩を詠んだ、その碑文が建てられています。その石碑自体は残っていませんが、「伊予国風土記逸文」に「伊豫湯岡碑文」と呼ばれている漢詩の全文が書き留められております。

これは太子が漫然と道後温泉のお湯に浸かりにいったわけではなく、太子が前年に来朝した高句麗僧慧慈と葛城臣の二人と伴って、自分の領地を檢地するためにそこまでお行きになったのであります。

ところでこの漢詩の冒頭を見て下さい。「法興六年十月、歲丙辰ほしほりのえたうにあり」と、ここでも干支がでてきますね。その干支の上に「法興六年」という年号が出てきます。「法興六年」というのは先ほど蘇我・物部の合戦のことを申しましたが、蘇我馬子が物部守屋を滅しまして、言わば戦勝記念碑として、飛鳥の地に「仏法興隆」を祈願して法興寺を建てます。法興元年はこの法興寺建立の最中の崇峻天皇四年(五九一)に当ります。この法興六年は、聖徳太子が二十三歳の時のことですが、太子が四十九歳で崩御なされました推古天皇三十年(六三二)二月廿二日のその翌年に、願わくは天上の浄土に往生して欲しいという願いを込めて止利仏師が作りました釈迦三尊像の光背銘の冒頭にも「法興の元はしめより卅一年ほしかのどみにやれる歲次辛巳十二月」に、太子の母、間人皇太后が崩じられた旨が記されています。法興三十一年に当る辛巳年は推古天皇二十九年です。このように聖徳太子の在世中に二度も「法興」という年号が金石文に出ています。

ところが、この法興という年号、そんなものある筈はないと言って法隆寺金堂の本尊である釈迦三尊像の光背銘そのものを疑う日本史家もいます。おそらく「伊予湯岡碑文」に法興の年号が記されていることなど知らないのかも知れません。蘇我・物部の合戦の戦功によって、物部守屋から取奪いたしました領地の檢地をするために、後年聖徳太子が伊豫まで行ったことを示す漢詩にまで話が及びましたのは、蘇我・物部の合戦の際の起死回生の四天王への請願のように、聖徳太子が少年の時代から人心の機微に深い洞察を持っていたか、またいざというときの決断力を持っていたのかを申し上げたからであります。実はその聖徳太子が、今度は蘇我氏の専横を抑えるために、「甲子革政」の年を人心収攬の絶好のチャンスとみて、次々に改革の手を打って行ったのではないかというふうに、私

は考えております。

では、聖徳太子は、「甲子革政」について、直接には何かヒントはなかったでしょうか。聖徳太子の憲法十七条に最も近い先例としては中國の南北朝末期に『六条詔書』があり、西魏の文帝の大統十年（五四四）、憲法十七条より千支一運早い甲子の歳に出ています。やはり六条にわたって官僚の心得が諄々として説かれています。この西魏の『六条詔書』は、『周書』の蘇綽伝に記されていますが、後に北周の太祖となった西魏の名宰相、宇文泰が文帝に仕えていた時に、漢人である蘇綽に作らせたもので、条文の数が一方は六条、一方は十七条という数の違いはありますが、憲法十七条に「一に曰く」とありますように、そういう条文の書き出しや内容もよく似ていて、「其一 心を治むるを先んず」とあり、聖徳太子が一番最初に和の問題から入りましたのと同じように、心の問題から説き始めています。これを作りました蘇綽という人は実務家でありまして、各条にわたって官僚というものはどういふうに民を導かねばならないのか、そういうことを非常に実務的に、克明に、わかり易く書いています。憲法十七条にもそういう実務的なことがやはり出てきますが、農作業の時節に気配りすることの大切さなど重なり合うところも少なくありません。ですから聖徳太子がこの『六条詔書』を参考にしたことは、用語の上からも、内容の上からも十分に考えられます。

しかし、聖徳太子がこの『六条詔書』に何よりも注目したのは、この詔書がほかならぬ甲子年に公布されていることではないでしょうか。『周書』には西魏の大統十年（五四四）に公布されたと書かれています。その年が甲子であるということは記されていません。しかし明らかに「甲子革政」を念頭においてであることであることは、「方に時政を革易せんと欲して」と書いてありますことから、十分に考えられます。

ところで、今度「甲子革政」に着目して憲法十七条を改めて読み直してみても、この憲法十七条には、第一条の「和



を以て貴しと爲し、忤<sup>さか</sup>うことななきを宗とせよ、および第二条の「篤く三宝を敬え」という人は如何にあるべきかという人間の在り方の根本理念を提示した上で、こんどは第三条において、新しい國家の姿は如何にあるべきかという挑戦の決意が感じられました。なぜ聖徳太子が甲子の年に革政を推進しようとするのか、については先ほど蘇我氏をはじめとする氏族や豪族の力を抑えて、官僚登用の道を開いていくと申しましたが、その場合にきわめて重要なことは、君と臣と民のこの三者の國家統治上での関係の確立を期していることです。君とはもとより統治の最高主権者としての天皇ですが、中國の天子や皇帝に倣って、大王から天皇へと革められます。臣は官僚をさしています。その君と臣との在り方については第三条の冒頭に断乎とした命令調で「詔を承けては必ず謹め」とあり、「君をば天とす、臣をば地とす。天は覆い、地は載す」とはっきり云い切っています。その臣である官僚がいかに民の利益のために尽くすか、それを具体的に指示しています。私は戦前の神格化された天皇というものに多少の抵抗感があったせいか、憲法十七条における天皇の権威の確立について、さほど考えようとしなかったのかもしれないが、はっきり天子としての天皇の権威が明確に示されています。

そこで、もう一度日本書紀を見ていただきたいのですが、この甲子年の革政に続いて、天皇の権威は次々に確立されていきます。推古天皇十三年の条には、夏四月辛酉の朔に、推古天皇は皇太子、蘇我大臣及び諸王・諸臣に詔して、「始めて銅・繡の丈六の仏像、各一軀を造る」ことを誓願しています。これを鞍作鳥に命じて作らせるのですが、十四年の条のところに造り竟た「丈六の銅の像を元興寺（法興寺）の金堂に坐せしむ」とあります。この金銅の丈六仏が出来上がりました年代については異説もあり、『元興寺縁起』に引いてある「丈六光銘」には、「己巳（推古十七年）四月八日のことと記されております。いずれにしましても、もともと蘇我氏の戦勝記念碑ともいえるべき法興寺は、推古天皇四年（五九六）に完成した百濟式の大寺で、蘇我馬子の長男善徳臣が寺司になっていたまぎれも

ない蘇我氏の氏寺です。その法興寺が、推古天皇の誓願によって、新たに丈六銅像を本尊とする勅願の官寺になるのです。まさしく「甲子革政」が、目に見えるかたちで有無を言わず着々と断行されていくのです。そのことに気が付いた方はほとんどおられないようですが、大変なことなのです。実はこのときに始めて現在の飛鳥寺(安居院)の本堂にある金銅釈迦坐像、いまの飛鳥大仏が据えられたのです。本尊の位置は当初と全然変わっていないのです。あの本堂の前に塔の跡がありますが、蘇我馬子による創建時の法興寺は南大門、中門、それから塔、金堂が南北に一直線に並ぶまぎれもない百済式の伽藍配置でした。ところがその金堂から当初の本尊と取り替えて、新たに推古天皇誓願の止利仏師が作った現在の本尊を据えるとともに、堂塔の配置も当初からの塔の左右に東金堂と西金堂とを新たに増築して、塔が三つの金堂に囲まれる高句麗式に、もっとも高句麗の場合には真ん中の塔は八角形ですが、伽藍の配置まで変えてしまったのです。

昭和三十一年から二年にかけて、飛鳥寺跡が発掘され、東西の金堂跡やそれらを囲む回廊跡が発見されました。すると最初から飛鳥寺が高句麗式の伽藍配置であったかのように考古学者たちは言いましたが、それは誤りであります。勅願の寺になったこの時点で始めて変わるのです。このとき、推古天皇が仏像を造ると聞いて高句麗の大興王(第二十六代嬰陽王)は黄金三百両献上しています。こういうふうにして、明日香京の真中に、これまでの蘇我氏の戦勝記念碑とでもいふべき旧法興寺をはるかに凌駕する、いわば甲子革政の象徴とも言うべき新たなモニュメントが聳え立ったのであります。先ほど申しましたように、「甲子革政」を旗印にして改革を次々に断行すれば必ずから人心がこちらに向いてくるということをちゃんと計算に入れて太子はおやりになっていると思うのです。そういうところ実に聖徳太子という人は武人的な果敢な行動力とともに、人の心を読む力というか、人情の機微への洞察力。そうした類稀れな資質を兼ね備えた人であったように思われます。

そこで「甲子革政」の根本理念ともいえるべき憲法十七条の話に入りますが、お手許の資料をご覧ください。これは奈良の大安寺仏教文化国際研究所で発行している憲法十七条の漢文とその訓読です。大安寺というお寺は素晴らしいですね、ドイツ語訳とイタリア語訳がそれぞれ添えられています。それこそ世界中の人びとに聖徳太子の憲法十七条を読んで戴きたいという念願からです。ところで、最初に皆さんの注意を促しておきたいのは、この大安寺本にしてもそうですが、表題に「十七条憲法」と書いてある。多くの方々がそう呼称しておられます。しかし日本書紀には、「憲法十七条」とあります。何でもありませんけれども大変大事です。皆さんが口で唱えてみて下さい。十七条憲法と憲法十七条。憲法十七条と誦ずるときには、憲法という語句に語勢、言葉の勢いがあります。十七条憲法は平板です。聖徳太子という人は非常に言葉に対する感性が鋭い人であります。「伊豫湯岡碑文」の漢詩で見えましたように、優れた詩人といえます。その点では隋の煬帝と非常に気脈が通ずるところがあったと思います。隋の煬帝もなかなかの詩人でありまして、私が調べたところでは、煬帝にも三十数篇の詩があります。共に詩人として通じ合うところがあるのですね。

憲法十七条の文章についてきわめて大事なことは、その文体が、まず何よりも中國の六朝時代のスタイルを示していることです。憲法十七条について、津田左右吉博士は天武天皇の頃、それから最近の論者はずっと下って、日本書紀が出来た奈良朝になってからのものという。とんでもない。憲法十七条の文章は四字づつの対句が多いのですが、それは中國で六朝時代に流行した文章のスタイルで、駢儷体べんれいたいといえます。字数が四、六が多いから、四六駢儷体という言い方もしますが、「駢」は馬篇に並べると書く。秦の始皇帝陵墓から出土した馬車の俑では二頭の馬が並んでいます、あれが「駢」です。「儷」というのは人偏に麗しいと書く。やはり二つ揃って並ぶという意味で、一対の連れ合い、夫婦をさします。要するに駢儷体というのは、対句が多くて語調が非常に良い。ですから憲法十

七条はやっぱり一条一条声を上げて誦じて欲しいのです。非常に言葉の格調が高い。文体としての格調が高いだけではなく、聖徳太子自身の語気が強いのです。

そこでもう一度お手許の「伊予湯岡碑文」の太子の漢詩をご覧いただきたい。対句を多用した見事な駢儷体であります。駢儷体は唱えている語調がいいだけではなく、太子はその対句に中國の古典にある故事を歌い込んだり、詩文から巧みに引用したり、二十三才の青年らしい客気溢れる漢才からぎえぶりが随所に見られます。まず最初に「惟夫（おもふにそれ）」と書き出してあって、「日月照於上」（じつげつはかみにてらして）、而不私（わたくしせず）」に對して、「神井出於下」（しんせいはいしもにいでて）、無不給（あたへざるなし）」と、早速にも駢儷体の対句が展開します。三十年前『斑鳩の白い道の上に―聖徳太子論』を書いて以来、私は何度となく伊予まで通いまして、太子の漢詩に出てくる山岳の遠景や椿樹の情景を、現地での実景と照らし合えました。また私の畏敬する漢文学の小島憲之先生（一九一三―一九八）も亡くなる直前まで度々伊豫に出かけておられました。そしてこの碑文の中で詠まれている山岳を西安にある華清池、楊貴妃が玄宗と清遊したことで有名な華清池の驪山で歌った詩が『文選』にあるところから、その借用であって実景ではないと仰っておられます。私自身も何度か華清池を訪ねていますが、驪山は低いならかな山で、太子の漢詩に歌われているような遙か彼方の、巍巍たる山岳ではないのです。ところが、伊豫では湯岡からは視界が遮られるものの、太子一行が上陸した熟田津じきたつから道後に向う道々からは、きれいに伊予と土佐を分かつ石鎚山の嶺が遠望されるのです。それこそ誘いこまれるような白雪皚々たる靈峰がです。とにかく自分の足で歩いてみなければ、自分の眼で検証してみなければ、何事もわからないのです。

それは憲法十七条についても同様ではないでしょうか。憲法十七条に對してはこれまでも、はたして聖徳太子の作であるかどうか疑いが持たれてきました。色々な中国の古典からの引用が沢山あることを、最初に江戸時代の

日本書紀の研究者、河村秀根が『書紀集解』の中で指摘して以来、「あんな万巻の書が聖徳太子に読めるわけがない、あの時代に」と言われてきました。これは随分勝手な批判です。自分が読めないからといって聖徳太子がどうして読めなかったと言えるでしょうか。

ちなみに、冠位十二階の官位名である大小の徳・仁・禮・信・義・智（知）は、どなたも容易に気が付かれるように『論語』の中に頻出する重要な徳目です。知が智に変わるのは『孟子』になってからです。同じように憲法十七条の中の語句で一番に多いのは『論語』からであるように思われます。第一条と第十七条の「人は皆」という発想、これも『論語』に何度も出てまいります。人は、人は、人という言葉が各条に随分出てきます。それも『論語』に見られるところです。私たち自身が実際に、たえず『論語』を座右の書として精読してみても、聖徳太子がどれほど『論語』に精通しておられたかがわかります。また第一条の「上和下睦」、第七条の「尅念作聖」は、梁の周興嗣が作った初心者用の習字のお手本『千字文』から借用しています。聖徳太子は蘇我稲目から始まって四代目のボン・ブツデリスト、生まれながらの仏教徒です。漢字が読めなくてはお経は読めないのです。もう漢字などは朝飯前に読める人が、この時代には沢山いたのです。ところが、日本書紀の訓読は、平安時代になってからの読み方なので、そのためにかえて太子の時代にはどう読んだのか、わからなくなっているところが沢山あるのです。

もっとも、そうは言いません。『論語』をはじめ身近な古典には見出せない、訓読の容易ではない語句も少なくないわけですが、先ほどの漢文学の小島憲之先生が、昭和四十七年に四天王寺でなされた講演で、梁の武帝の時に顧野王という人が作った『玉篇』という字書を使うことができれば、どんな漢字でも読めた筈だ、また出典も判ったのだという意味のことを仰言っています。そこで調べてみますと、旧唐書の東夷伝の高麗の条によりますと、高句麗ではその『玉篇』を使って、結婚する前の若い青年たちが会堂に集まって中國の古典の勉強しています。当然

聖徳太子の師になられた慧慈が来朝の際に、中國の古典や仏典などとともに『玉篇』などの字書類を持って来たことは想像に難くありません。ほかに「字林」（南朝宋の呂忱撰）や「字統」（未詳）という字書の名も出てまいります。

太子の手許に『玉篇』があつたことも十分に考えられます。『玉篇』には文字が六千字位しか残っていませんが、小島先生のお話では空海が『玉篇』を簡略にした『篆隸万象名義』（てんれいばんしょうめいぎ）を撰出しています。こちらは一万数千字あります。

本日の話の主題は、聖徳太子の「甲子草政」についてなので、憲法の各条には深入りしませんが、この憲法における聖徳太子ならではの特質について、一、二私見を申し上げます。第一条はどなたもご承知のように、「一に曰く和を以て貴しとなし、忤（たが）つことなきを宗とせよ」から始まりますが、「和を以て」というのは、これは次の「人皆な党あり。また達れる者少なし」からわかるように人の和のことですね。ところが『論語』では、学而篇に「礼之用和為貴（礼の用は、和を貴しとなす）」とあります。もともと「和」の本字は「**19**」で口篇が左に来て、その右に禾がくる。さらにもっと古い字は穌で左の篇には口が三つもあります。つまり和は、もともと口をそろえて皆なが笛を吹いた、その音色のハーモニーを言っているのです。ですから「礼の用は」というのは、当然孔子自身も演奏家でしたから、礼の行いに必ず奏楽が付きまますその礼樂にとって、何よりも大事なのはハーモニーであるといっているのであります。なお礼の用を「用」と訓む読み方もあります。「以て」と同じ読み方です。

これに対して聖徳太子は「和」を、人の和という意味で言っております。それゆえにこそ「忤つことなきを宗とせよ」と続きます。ところで、ここで問題なのは、次の「人皆な党ありて、亦達れる者少し」という箇所のことまでの訓読です。党という文字は『論語』にも数多く出てきます。隣里郷党（たむら）といつて、もともとは五軒の家は隣、二十五軒が里、郷は二千五百軒、党は五百軒とのことです。ともあれこの党を何と読むかで、その次の「また達れる者少なし」の「達」の読み方、意味も違ってまいります。これまで「達」は「さとる」と読んできましたが、悟る

というのは、あの人はなかなか悟っている、と言うように、真理を会得している、という意味ですね。でも私はそうではないように思います。『玉篇』にはなかったので、空海の字書で見ますと、「達」は「通<sup>かよ</sup>」とあります。「通うもの少なし」と私は読みたいのです。隣里郷党それぞれに自分が住んでいる村には、お互いに仲間があり身内がいますが、そうした親しい仲間や親兄弟でも心が通い合うことが容易ではない。人と人の心というものはなかなか通い合うことが少ないのだ、と言っているのではないでしょうか。

先ほどから私は聖徳太子がどれほど人心の機微に通じているか、繰返し申しました。第十条を見て下さい。ここもみな四文字になってますね。「忿<sup>ふん</sup>(心の怒り)を絶ち、瞋<sup>しん</sup>(おもての怒り)を棄てて、人の違うことを怒らざれ」とありますが、ところが、人には「皆な心ありて、心おのおの執るところあり」です。それゆえ「彼是なれば、我非とす。我是なれば、彼非とす」となります。しかし、太子は「是非の理、詎<sup>な</sup>か能<sup>よ</sup>く定む可けんや」と言っています。ここが非常に大事なところですよ。第一条でも言いましたように、もともと人の心というものは、どんなに親しい間柄であっても、相通わないのです。ですから、相手の立場に立って、どちらが是非か、賢か愚かを考えよ、もともと物事の是非、人の賢愚というものは丸い鑲<sup>わ</sup>の如きもので、後も先もないのだ、人は皆な凡<sup>たひと</sup>夫<sup>と</sup>なのだ、と言っているのです。そして太子が一番言いたかったのは、もとより「私自身もだ」ということだと思えます。

なおこの第十条において、聖徳太子の人柄、わけても憲法十七条の他に類を見ない特質を知る上で、見落されてならないのは、それは「是非の理、詎<sup>な</sup>か能<sup>よ</sup>く定む可けんや」にある「是非之理」です。「是非」も「理」も『論語』には全く見いだされません。『孟子』に「是非之心、智之端也」とあるばかりです。早速調べてみますと、『易経』の繫辭上伝に「易簡而天下之理得矣、平易簡單にして天下の理を得る」、また同じく説卦伝には「窮理盡性以至於命(天下の理を窮め盡くし、人間の本性を知り盡して、天命を知るに至る)」とあります。この「理(物事のすじみち)」



は、第一条にも「事を論ずるに諧ぎあれば、事の理自ら通ず」とありますし、また第十七条では、大事なことを論議するに当っては、若しも過失があることも疑われるとして「故に衆（多くの人びと）とともに相弁じるならば、辞則ち理を得」と最後を結んでいます。

ところで、ここで注目しておきたいのは、実はこの「理」という用語が、聖徳太子親撰の『勝鬘経義疏』の攝受正法章に「修する所の善は、理に當いて邪に非ず。故に正と言ふ。物の軌則となる。故に法と言ふ」というふうな、数ヶ所にわたって頻出していることです。ちなみに同義疏については、敦煌からもほとんど内容を同じくする古文書が発見されていることから、太子撰を疑問視する方もおられますが、それは誤りです。私自身が北京図書館で題記を欠くその北朝文書を調べたところ、ほとんど同文ながらも明らかに両者相異なる箇所も少なくなかった。とりわけ同じ「攝受正法章」の身・命・財を捨てるとは何か、について〈捨身飼虎〉を引合いに出して論じているところでは、上宮王撰の方に太子独特の語勢と文体が見られました。

遅くなりましたが、現代の問題についても一言いたしますと、今日の日本外交が直面している問題にしても、まさしく「是非の理、詎か能く定むべけんや」です。北朝鮮とも日中国交正常化が行われた三十年前の時点で国交を結んでさえいれば、またもっと早く米朝間に不可侵条約が結ばれていれば、拉致の問題はもとより核の問題も一切起きてはいないのです。イラクの場合も同様です。向こうの立場で向こうの人たちのことを考えたらどうすべきなのか。我々が今考えなければならぬのは、このことではないかと思えます。寒心に堪えないのは、こんどのイラク戦争には米英側にまったく道理がないにもかかわらず、易易としてカウボーイの走狗となり果ている日本の姿です。亡国の兆しと言わずして、何でありましょうか。もっと話したいところですが、今日は時間がかなり超過しました。お詫びします。ご静聴ありがとうございます。